

特別支援教育の充実を図るための取組の方向性

〈通常の学級（幼稚園等、小・中・高等学校）〉

- 小学校等の通常の学級においても、発達障害を含む障害のある児童生徒が在籍している可能性があることを前提に、全ての教科等の授業において、資質・能力の育成を目指し、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導や支援の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立ての例を具体的に示すことが必要である。同様に、幼稚園等においても、日々の幼稚園等の活動の中で考えられる困難さに対する指導や支援の工夫の意図、手立ての例を具体的に示す。

〈特別支援学級（小・中学校）〉

- 小・中学校における特別支援学級については、小・中学校の通常の学級、特別支援学校（小・中学部）の教育課程との連続性を確保しつつ、小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の障害の状態等を踏まえて教育課程を編成する必要がある。
- このため、小・中学校の各学習指導要領において、特別支援学級における教育課程編成の基本的な考え方や、各教科の各学年の目標・内容の一部又は全部を当該学年の前各学年のものに替える場合及び知的障害のある児童生徒のための各教科に替える場合等の留意点などを具体的に示すことが必要である。

〈通級による指導（小・中・高等学校）〉

- 小・中・高等学校における通級による指導について、その意義、教育課程の編成の基本的な考え方、児童生徒の実態把握から指導目標や指導内容の設定、評価・改善までの手続等について具体的に示す。
- 通級による指導の目標・内容について、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための指導であることをより明確にするとともに、通級による指導と各教科等の授業における指導との連携が図られるよう、通級による指導と各教科等の指導との関係性を分かりやすく示す。
- 高等学校における通級による指導の平成30年度からの制度化に当たり、その単位認定の在り方については、生徒が高等学校の定める「個別の指導計画」に従って履修し、その成果が個別に設定された目標からみて満足できると認められる場合には、当該高等学校の単位を習得したことを認定しなければならないものとする。
- 生徒が通級による指導を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとに当該特別の指導について履修した単位を修得したことを認定することを原則とするが、年度途中から開始される場合など、特定の年度における授業時数が、1単位として計算する標準の単位時間（35単位時間）に満たなくとも、次年度以降に通級による指導の時間を設定し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の認定を行うことも可能とする。また、単

位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことも可能とする。

- 高等学校及びその設置者が、高等学校における通級による指導の実施に向けて円滑に準備が進められるよう、校内体制及び関係機関との連携体制、各教科等の指導や支援を行う教員との連携の在り方、通級による指導に関する指導内容や指導方法などの実践例を紹介することが必要である。

〈個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用〉

- 現在、特別支援学校に在籍する子供たちについて作成することとされている個別の教育支援計画や個別の指導計画は、障害のある子供一人一人に対するきめ細かな指導や支援を組織的・継続的に行うために重要な役割を担っており、その意義や位置付けをより明確にする必要がある。
- 通級による指導を受ける子供たち及び特別支援学級に在籍する子供たちについては、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援が組織的・継続的に行われるよう、全員について個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成することとすることが適当である。その際、必要に応じて、保護者や関係機関、教職員の共通理解の下、それらの計画を作成・活用し、就学先や進学先まで活用できることが望ましい。
- また、通常の学級にも、発達障害の子供たちをはじめ、通級による指導を受けずに、障害のある子供たちが在籍している場合があり、障害に応じた指導方法の工夫や保護者や関係機関と連携した支援を行うために「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」が作成・活用されてきている。こうした計画を効果的に活用することにより、指導や支援が組織的・継続的に行われることが一層望まれる。
- 幼稚園等、小・中・高等学校において作成される個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用の留意点（例えば、実態把握から評価・改善までのPDCAサイクルなど）を示すことが必要である。その際、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮やその他指導上の配慮との関係性についても記述することが必要である。

〈交流及び共同学習〉

- グローバル化など社会の急激な変化の中で、多様な人々が共に生きる社会の実現を目指し、一人一人が、多様性を尊重し、協働して生活していくことができるよう、学校の教育活動全体で、障害者理解や交流及び共同学習の一層の推進を図る。
- 具体的には、例えば、
 - ・保健体育科における共生の視点に立った関わり方
 - ・生活科における身近な人々との接し方
 - ・音楽科、図画工作科、美術科や芸術科における感じ方や表現の相違や共通性、よさなどの気付きを通じた自己理解や他者理解
 - ・道徳科における正義、公正、差別や偏見のない社会の実現
 - ・特別活動におけるよりよい集団生活や社会の形成など、各教科等の見方・考え方と関連付けた、交流及び共同学習の事例を示す。

〈特別支援教育の支援体制〉

- 学校全体として特別支援教育に取り組む体制を整備し、組織として十分に機能させるよう、特別支援教育コーディネーターを中心とする校内体制等の在り方について具体的に示す必要がある。

特別支援学級に係る教育課程の改善・充実

特別支援学級

特別支援学級の教育課程は、小・中学校の学習指導要領に基づいて編成することを基本とし、子供たちの障害の状態や程度等を考慮の上、特に必要がある場合には、特別の教育課程を編成することが可能。

特別の教育課程を編成する場合は、**特別支援学校の小・中学部の学習指導要領を参考とし、実情に合った教育課程を編成**。特別の教育課程を編成する場合も、学校教育法に定める小・中学校の目的及び目標を達成するものでなければならない。

実情に合った教育課程の編成

[中学校学習指導要領解説の記述例] ※小学校学習指導要領解説にも同様の記述

- ・ 特別支援学校学習指導要領の「自立活動」を取り入れる
- ・ 各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替える
- ・ 特別支援学校（知的障害）の各教科に替える など

中学校の教育課程

各教科									道徳科	総合的な学習の時間	特別活動
国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語			

特別支援学校中学部（知的障害）の教育課程

各教科									道徳科	特別活動	総合的な学習の時間	自立活動
国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭	※外国語				

※外国語を設けることができる

(具体例)

中学校 **知的障害特別支援学級**

子供たちの知的障害の状態などを踏まえ、特別支援学校学習指導要領を参考に、教育課程を編成

↓
「個別の指導計画」を作成し、指導

各教科								道徳科	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動
国語	社会	数学	音楽	美術 (下学年)	保健体育	技術・家庭	外国語				

教科等別の指導

日常生活の指導	作業学習	生活単元学習
---------	------	--------

教科等を合わせて指導

課題

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とすることとしているが、例えば、各教科の各学年の目標及び内容を前各学年のものに替える際や知的障害のある児童生徒のための各教科に替える際の手続きがわかりにくく、子供たちの障害の状態等に応じた教育課程を編成することが難しいこと、などが指摘。

改善の方向性

- 学級の実態や子供たちの障害の状態等を踏まえた、実情に合った教育課程を編成
- 小・中学校と特別支援学校小・中学部との教育課程の円滑な接続

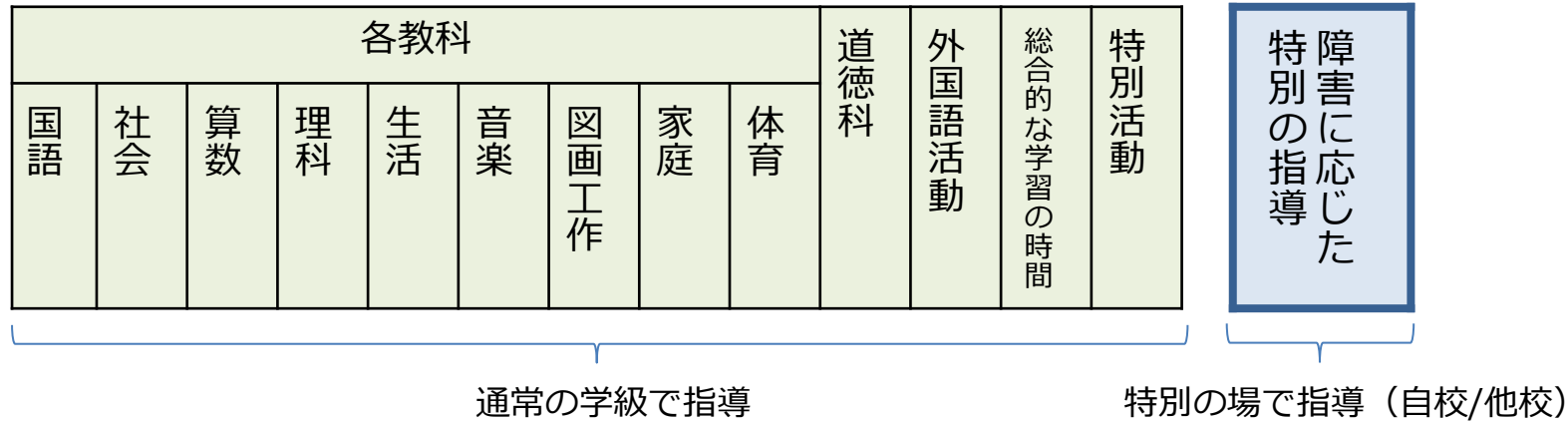
- ・ 特別支援学級における教育課程編成の基本的な考え方
- ・ 各教科の各学年の目標・内容を前各学年のものに替える場合や、知的障害のある子供たちのための教科を適用する場合などの留意点を具体的に示すことが必要。

通級による指導に係る教育課程の改善・充実

通級による指導

小・中学校の通常の学級に在籍している障害のある子供たちが、通常の学級で各教科等の指導を受けながら、**障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で実施**については、年間35～280単位時間（LD等は年間10～280単位時間）を標準。

（小学校の例）



障害に応じた特別の指導の内容

特別の指導を行う場合は、**特別支援学校小・中学部学習指導要領の「自立活動」の目標・内容を参考**として実施。

一人一人の障害の状態に応じて、特別支援学校学習指導要領「自立活動」を参考に、指導目標及び具体的な指導内容を設定。

（具体例）小学校における「通級による指導」

〔対象となる子供の状態 言語発達の遅れ〕

1. 心理的な安定、2. 人間関係の形成、
 4. 環境の把握、6. コミュニケーション
- に関する項目を選定

↓
「個別の指導計画」を作成し、指導。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領「自立活動」

目標

個々の児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

内容

1. 健康の保持、2. 心理的な安定、3. 人間関係の形成、4. 環境の把握、5. 身体の動き、6. コミュニケーション

※上記の6区分の下に26項目を示している。

参考
に
設定

課題

通級による指導を受ける児童生徒数の増加に伴って、通級による指導に携わる教員が、**自立活動の視点で児童生徒の実態を捉えることや、自立活動の目標、指導内容の設定などの手続きを十分に理解し、指導に生かすことが課題。**

改善の方向性

- 小・中学校における通級による指導についての意義、基本的な考え方
- 通級による指導の目標・内容について、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための自立活動の指導であることをより明確化
- 子供たちの実態把握で収集した情報から、目標・内容の設定、評価・改善までの一連の手続きについてのポイント
- 通級による指導と各教科等の指導、生徒指導や進路指導等との連携が図られるよう、これらの関係性を具体的に示すことが必要。

各教科等における障害に応じた指導上の工夫について

これまでの示し方

小学校学習指導要領 **総則**
個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

■ **障害別**の配慮の例を示す。

(小学校学習指導要領解説総則編)

弱視：体育科におけるボール運動の指導、理科等における観察・実験の指導

難聴や言語障害：国語科における音読の指導、音楽科における歌唱の指導

肢体不自由：体育科における実技の指導、家庭科における実習

LD（学習障害）：国語科における書き取り、算数科における筆算や暗算の指導

ADHD（注意欠陥多動性障害）、自閉症：話して伝えるだけでなく、メモや絵などを付加する指導 など

改善の方向性

小学校学習指導要領 **総則**
各教科等
■ 総則に加え、**全ての教科等別に示す。**

■ 学びの過程で考えられる**困難さ**ごとに示す。

(小学校学習指導要領解説国語編など)

【**困難さの例**】 ※教科等の特性に応じて例示

見えにくい

体験が不足

聞こえにくい

語彙が少ない など

触れられない など

《情報のイメージ化》

《情報入力》

色（・形・大きさ）が区別できない

聞いたことを記憶できない

位置、時間を把握できない など 《情報統合》

短期記憶ができない、継次処理ができない

注意をコントロールできない など 《情報処理》

話すこと、書くことが困難

表情や動作が困難 など 《表出・表現》

※ 中学校及び高等学校も同様。
幼稚園については、幼児期の特性に応じた、困難さの例を示す。

- 資質・能力の育成、各教科等の目標の実現を目指し、児童生徒が十分な学びが実現できるよう、学びの過程で考えられる【**困難さの状態**】に対する【**指導上の工夫の意図**】＋【**手立て**】の例を示す。（安易な学習内容の変更や学習活動の代替にならないよう、教員が配慮の意図をもつ必要）

【困難さの状態や指導上の工夫の意図、手立ての例の示し方】

※なお、以下の例については、各教科等で示されている例を参考としている。

（国語科の例）

- **文章を目で追いながら音読することが難しい場合**には、自分がどこを読むのかが分かるよう、教科書の文を指等で押さえながら読むよう促したり、教科書の必要な箇所を拡大コピーして行間を空けたり、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きをしたり、読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用したりするなどの配慮をする。
- 32 ● **自分の考えをまとめたり、文章の内容と自分の経験とを結び付けたりすることが難しい場合**には、児童がどのように考えればよいのか分かるように、考える項目や手順を示した学習計画表やプリントを準備したり、一度音声で表現し、実際にその場面を演じる活動を行った上で書かせたりするなどの配慮をする。
- **自分の立場以外の視点で考えたり他者の感情を理解したりするのが難しい場合**には、児童が身近に考えられる教材（例えば、同年代の主人公の物語など）を活用し、文章に表れている気持ちやその変化等が分かるよう、行動の描写や会話文に含まれている気持ちがよく伝わってくる語句等に気付かせたり、気持ちの移り変わりが分かる文章のキーワードを示したり、気持ちの変化を図や矢印などで視覚的に分かるように示してから言葉で表現させたりするなどの配慮をする。
- **自分が書いたものを声に出して読むことが難しい場合**には、紙やホワイトボードに書いたものを提示したりICT機器を活用したりして発表するなど、児童の表現を支援するための多様な手立てを工夫し、自分の考えをもつことや表すことに対する自信をもつことができるような配慮をする。

(社会科、地理歴史科、公民科の例)

- **地図等の資料から必要な情報を見付け出したり、読み取ったりすることが困難な場合**には、読み取りやすくするために、地図等の情報を拡大したり、見る範囲を限定したり、掲載されている情報を精選して、視点を明確にするなどの配慮が考えられる。
- **社会的事象等に興味・関心がもてない場合**には、その社会的事象等の意味を理解しやすくするため、社会の動きと身近な生活がつながっていることを実感できるように、特別活動などとの関連付けなどを通じて、実際的な体験を取り入れ、学習の順序を分かりやすく説明し、安心して学習できるように配慮が考えられる。
- **学習過程における動機付けの場面において学習問題に気付くことが難しい場合**には、社会的事象等を読み取りやすくするために、写真などの資料や発問を工夫すること、また、**方向付けの場面において、予想を立てることが困難な場合**には、見通しがもてるよう事実を短冊に示し、学習順序を考えられるようにすること、そして、**情報収集や考察、まとめの場面において、どの観点で考えるのか難しい場合**には、ヒントが記入されているワークシートを作成することなどの配慮が考えられる。

(算数科、数学科の例)

- 「商」「等しい」など、児童生徒が日常生活で使用することが少なく、抽象度の高い言葉の理解が困難な場合は、児童生徒が具体的にイメージをもつことができるよう、児童生徒の興味・関心や生活経験に関連の深い題材を取り上げて、既習の言葉や分かる言葉に置き換えるなどの配慮をする。
- 文章を読み取り、数量の関係を文字式を用いて表すことが難しい場合、児童生徒が数量の関係をイメージできるように、児童生徒の経験に基づいた場面や興味のある題材を取り上げ、解決に必要な情報に注目できるよう印を付けさせたり、場面を図式化したりすることなどの工夫を行う。
- 空間図形のもつ性質を理解することが難しい場合、空間における直線や平面の位置関係をイメージできるように、立体模型で特徴のある部分を触らせるなどしながら、言葉でその特徴を説明したり、見取図や投影図と見比べて位置関係を把握したりするなどの工夫を行う。
- データを目的に応じてグラフで表すことが難しい場合、目的に応じたグラフの表し方があることを理解するために、折れ線グラフでは同じデータについての縦軸の幅を変えたり、ヒストグラムでは階級の幅を変えたりするなど、複数のグラフを見比べることなどを通して、よりよい表し方に気付くことができるように配慮をする。

(理科の例)

- 実験を行う活動において、実験の手順や方法を理解することが困難であったり、見通しがもてなかったりして、学習活動に参加することが難しい場合には、学習の見通しがもてるよう、実験の目的を明示したり、実験の手順や方法を視覚的に表したプリント等を掲示したり、配付したりするなどの配慮をする。また、燃烧実験のように危険を伴う学習活動において、危険に気付きにくい場合には、教員が確実に様子を把握できる場所で活動できるようにするなどの配慮をする。
- 自然現象としての雲を観察する活動において、雲の変化等のように時間を要するような観察をすることが難しい場合には、変化に着目し、理解することができるよう、観察するポイントを示したり、雲の変化を短時間にまとめたICT教材を活用したりするなどの配慮をする。

（生活科の例）

- **言葉での説明や指示だけでは、安全に気を付けることが難しい場合には、**その説明や指示の意味を理解し、なぜ危険なのかをイメージできるように、体験的な事前学習を行うなど配慮をする。
- **みんなで使うもの等を大切に扱うことが難しい場合は、**大切に扱うことの意義や他者の思いを理解できるように、学習場面に即して、児童の生活経験等も踏まえながら具体的に教えるように配慮をする。

（音楽科、芸術科（音楽）の例）

- **音楽を形づくっている要素（リズム、速度、旋律、強弱、反復等）の聴き取りが難しい場合は、**音楽的な特徴を捉えやすくできるように、音楽に合わせて一緒に拍を打ったり体を動かしたりするなどして、音楽的な特徴を視覚化、動作化するなどの配慮をする。なお、動作化する際は、決められた動きのパターンを習得するような活動にならないよう留意すること。
- 35 ● **音楽を聴くことによって自分の内面に生まれる様々なイメージや感情を言語化することが難しい場合は、**表現したい言葉を思い出すきっかけとなるよう、感情やイメージを表す形容詞などのキーワードを示し、選択できるようにするなどの配慮をする。

（図画工作科、美術科、芸術科（美術、工芸）の例）

- **体験的な創造活動に対して、変化を見分けたり、微妙な変化を感じ取ったりすることが難しい場合は、**造形的な特徴を理解し、創造的な技能が育つように、子供たちの経験や実態を考慮して、特徴が分かりやすいものを例示することや、多様な材料や用具を用意したり、種類や数を絞ったりするなどの配慮をする。
- **形や色などの特徴を捉えることや、自分のイメージをもつことが難しい場合は、**形や色などに対する気付きや豊かなイメージにつながるように、自分や他の人の感じたことや考えたことを言葉にする場を設定するなどの配慮をする。

（芸術科（書道）の例）

- **自らの表現の意図にふさわしい用具・用材の選択や扱い方などを理解することが難しい場合**は、実物を準備して、作品として表現する前に実際に使用することで特徴を理解し、その中から主体的に思考・判断しながら選択して表現できるような配慮をする。

（外国語活動、外国語科の例）

- **音声を聴き取ることが難しい場合**、外国語と日本語の音声（音韻）やリズムの違いに気付くことができるよう、外国語の音声を文字で書いてみせる、リズムやイントネーションを記号や色線で示す、教員等が手拍子を打つ、音の強弱を手を上下に動かして表すなどの配慮をする。また、本時の流れが分かるように、本時の活動の流れを黒板に記載しておくなどの配慮をする。
- **1単語当たりの文字数が多い、長い文など複雑な文字情報になると、読む手掛かりがかりをつかんだり、細部に注意を向けたりするのが難しい児童の場合**、外国語の文字を提示する際は、字体をそろえる、線上に文字を書く、語彙・表現などを記したカードなどを黒板に貼るなど、児童が見やすい位置や順序など、表記の仕方や貼り方に配慮する。
- 英語の単語には、**発音と綴りの関係**に必ずしも規則性があるとは限らないものが多く、それが**要因で、英語に苦手意識をもつ場合**、文字情報と音声情報を一体化して指導し、当該単語を繰り返し見たり発音したりする機会を十分に確保するなどの配慮をする。
- **授業の流れや活動の変化に対応することが難しい場合**、教科・科目などの枠を超え、板書の仕方に規則性をもたせる、授業の流れに統一感をもたせる、ワークシートなどを活用して生徒がノートに書く情報を最小限にとどめたりするなどの配慮をする。

(体育科、保健体育科の例)

- **複雑な動きをしたり、バランスを取ったりすることに困難がある場合**には、極度の不器用さや動きを組み立てることに苦手さがあることが考えられることから、動きを細分化して指導したり、適切に動きを補助しながら行うなどの配慮をする。
- **勝ち負けにこだわったり、負けた際に感情を抑えられなかったりする場合**には、活動の見通しがもてなかったり、考えたことや思ったことをすぐ行動に移してしまったりすることから、活動の見通しを立ててから活動させたり、勝った時や負けた時の表現の仕方を事前に確認したりするなどの配慮をする。

(家庭科、技術・家庭科の例)

- **学習に集中したり、持続したりすることが難しい場合**、学習への意欲（興味・関心）を喚起するように学習環境を整理・整頓することや活動のルールや手順を視覚的に明示すること、見る、触るなど、体感することができる教材・教具を活用すること、こまめに努力を認める声かけをすること、スモールステップによる学習、ペアやグループでの学び合い等学習方法を工夫することなどが考えられる。
- **同時に複数の事項に注意を向けることが難しい場合**、優先順位が分かるように、活動の区切りを短く設けて同時に行う事項を減らしたり、視覚的な補助（指示事項や留意すべき事項を示したカード等）を用いたりすることなどが考えられる。
- **周囲の状況に気が散りやすく、包丁、アイロン、ミシン等の用具、加工工具や電動加工機器等を安全に使用することが難しい場合**、手元に集中して安全に作業に取り組めるように、個別の対応ができるような作業スペースや作業時間を確保することなどが考えられる。
- **生徒が自分で設計・計画を考案することが難しい場合**は、生徒が考えやすいように、教師があらかじめ用意した幾つかの設計・計画から生徒が選べるようにし、一部を自分なりに改良できるようにするなど、難易度の調整や段階的な指導に関する配慮する。また、**図を用いた設計の場面において、立体を平面に書き換えることが難しい場合**には、形や奥行きなどを捉えやすくするソフトウェア等を用いることなどが考えられる。

(情報科の例)

- **コンピュータ等の画面上の文字を目で追って読むことに困難がある場合には、どこを読んでいるのかが分かるよう、読んでいる箇所をハイライト表示や反転表示などの配慮をする。**
- **キーボードによる文字入力やマウス操作等の動作に困難がある場合には、コンピュータ等の操作が可能となるよう、レバー操作型のコントローラーなどの入力手段を使えるようにするなどの配慮をする。**

(産業教育の例)

- **実験・実習の全体像を俯瞰できないなど学習活動への参加が困難な場合、学習の見通しをもてるようにするため、それらの手順や方法を視覚的に明示したり、全体の流れの中で今どこを学習しているのかを示したりするなどの配慮を行う。**
- **機器の操作、薬品や可燃物の使用などに伴う安全面の留意点について、集団場面での口頭による指示の理解が困難な場合、事故を防止する方法を理解しやすいようにするため、全体での指導を行った上で、個別に指導を行ったり、実際に動作で示したりするなどの配慮を行う。**

(道徳科の例)

- **相手の気持ちを理解することが苦手で、字義通りの解釈をする場合には、他者の心情を理解するために、役割を交代して動作化や劇化した指導を取り入れる。**
- **話を最後まで聞いて答えることや順番を守ったりすることが困難であったり、衝動的に行動し、他者の行動を妨げてしまったりする場合、注意が持続できるよう、適度な時間で活動を切り替えるなどの配慮をする。また、他の児童からも許容してもらえるような雰囲気のある、学級づくりにも配慮する。**

（総合的な学習の時間の例）

- **様々な事象を調べたり、得られた情報をまとめたりすることに困難がある場合は、**必要な事象や情報を選択して整理できるように、着目する点や調べる内容、まとめる手順や調べ方について具体的に提示するなどの配慮をする。
- **様々な情報の中から、必要な事柄を選択して比べることが難しい場合は、**具体的なイメージをもって比較することができるように、比べる視点の焦点を明確にしたり、より具体化して提示したりするなどの配慮をする。

（特別活動の例）

- **話を最後まで聞いて答えることが苦手な場合、**発言するタイミングが理解できるように、事前に発言や質問する際のタイミングなどについて具体的に伝えるなどの配慮をする。
- **学校行事における避難訓練等に対し、強い不安を抱いたり、戸惑ったりする場合、**見通しがもてるよう、各活動や学校行事のねらいや活動の内容、行動の仕方などについて、視覚化したり、理解しやすい方法を用いて事前指導を行うなどの配慮をする。

（幼稚園の例）

- **自分の身体各部位を意識して動かすことが難しい場合、**様々な活動や遊びに安心して取り組むことができるよう、当該幼児が容易に取り組める遊具や遊びで、より基本的な動きから徐々に複雑な動きを体験できるように活動内容を用意し、成功体験が積み重ねられるようにするなどの配慮をする。
- **幼稚園における生活や活動への見通しがもちにくく、気持ちや行動が安定しにくい場合、**自ら見通しをもって安心して行動ができるよう、当該幼児が理解できる情報（具体物、写真、絵、文字など）を用いたり、教員や仲の良い友達をモデルにして行動を促したりするなどの配慮をする。
- **集団の中でざわざわした声などを不快に感じ、集団活動に参加することが難しい場合、**大きな集団での活動に慣れるようにするため、最初から全ての時間に参加させるのではなく、少しの時間から参加させることから始め、徐々に時間を延ばしたり、イヤーマフなどで音を遮断して活動に参加させたりするなどの配慮をする。

子供の日本語の能力に応じた支援の充実を図るための取組の方向性

日本語の能力の把握と、指導の目標の明確化

各学校においては、外国人児童生徒等一人一人の日本語の能力を的確に把握し、日本語を用いて、学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるようにするための指導の目標を明確化し、教科等を超えて組織的・計画的に支援を充実させていくことが必要である。

このため、国は「DLA¹」などの日本語の能力の測定手法の普及と、教員が取り組みやすくなるような参考資料等の開発、測定手法に関する研修の充実が求められる。また、全国各地域の大学や日本語教育機関等の関係機関のネットワーク形成を支援することにより、各学校における日本語の能力測定に関する支援体制を整備していくことも求められる。

在籍学級（幼稚園等、小・中・高等学校、特別支援学校）

児童生徒の日本語の能力に応じて、在籍学級において指導する場合には、授業において使われている日本語や学習内容を認識できるようにするための支援、学習したことを構造化して理解・定着できるようにするための支援、理解したことを適切に表現できるようにするための支援、自ら学習を自律的に行うことができるようにするための支援、学習や生活に必要な心理的安定のための情意面の支援、といった側面からの支援が求められる。こうした支援の視点を学習指導要領において明確化し、児童生徒の能力を伸ばしていけるようにすることが必要である。幼稚園等においては、上記の視点を参考としつつ、幼児期が日常生活に必要な言葉を獲得する時期であることや、遊びや生活の中で学ぶという幼児教育の特質を踏まえて指導することが必要である。

また、こうした支援の視点に基づく各学校の取組を支援するため、国は、具体的な支援の方法や使用する教材の配慮、指導計画上の配慮等について、具体的に示すことが求められる。

通級による日本語指導（小・中学校、特別支援学校（小学部・中学部））

通級による指導の対象となる児童生徒については個別の指導計画を作成すること、通級による指導を担当する教員と在籍学級の担任教員とが連携に努め、効果的な指導を行うことなどを示していくことが求められる。

¹ 外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA (Dialogic Language Assessment for Japanese as a Second Language) (平成26年1月文部科学省初等中等教育局国際教育課)

各学校の取組を支援するため、国は、新しい学習指導要領を踏まえた「JSL カリキュラム²」の改訂に取り組むことが求められる。また、各学校の取組を支援するため具体的な指導事例についても、「JSL カリキュラム」の一環として整備していくことも求められる。

専門家も含めた指導体制の確保

外国人児童生徒等教育担当教員を中心としつつ、学校全体で取り組む体制を構築することが重要である。

また、日本語教員の養成や多言語コミュニケーションの専門人材の養成を行っている地域の大学や日本語教育機関等、外国人労働者を雇用する企業、日本語教育に携わる NPO、地域の日本語教室で活動している地域日本語教育コーディネーター等の関係者とのネットワーク形成支援も求められる。

² 日本語を第二言語とする児童生徒に対し、日本語と教科の統合的指導を取り出しで行い、授業に参加できる力を育成することを目的として、文部科学省が開発したモデル・プログラム。

小学校の標準授業時数について(イメージ)

〔 改 訂 案 〕

〔 現 行 〕

	1学 年	2学 年	3学 年	4学 年	5学 年	6学 年	計
国語	306	315	245	245	175	175	1461
社会	-	-	70	90	100	105	365
算数	136	175	175	175	175	175	1011
理科	-	-	90	105	105	105	405
生活	102	105	-	-	-	-	207
音楽	68	70	60	60	50	50	358
図画 工作	68	70	60	60	50	50	358
家庭	-	-	-	-	60	55	115
体育	102	105	105	105	90	90	597
特別の 教科 である 道徳	34	35	35	35	35	35	209
特別 活動	34	35	35	35	35	35	209
総合的 な学習 の時間	-	-	70	70	70	70	280
外国語 活動	-	-	<u>35</u>	<u>35</u>	-	-	<u>70</u>
<u>外国語</u>	-	-	-	-	<u>70</u>	<u>70</u>	<u>140</u>
合計	850	910	<u>980</u>	<u>1015</u>	<u>1015</u>	<u>1015</u>	<u>5785</u>

	1学 年	2学 年	3学 年	4学 年	5学 年	6学 年	計
国語	306	315	245	245	175	175	1461
社会	-	-	70	90	100	105	365
算数	136	175	175	175	175	175	1011
理科	-	-	90	105	105	105	405
生活	102	105	-	-	-	-	207
音楽	68	70	60	60	50	50	358
図画 工作	68	70	60	60	50	50	358
家庭	-	-	-	-	60	55	115
体育	102	105	105	105	90	90	597
道徳	34	35	35	35	35	35	209
特別 活動	34	35	35	35	35	35	209
総合的 な学習 の時間	-	-	70	70	70	70	280
外国語 活動	-	-	-	-	35	35	70
合計	850	910	945	980	980	980	5645

この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。

各教科の授業について、年間35単位時間を超える部分について、15分程度の短い時間を単位とするなど、柔軟な時間割を編成して実施することができる。

中学校の標準授業時数について(イメージ)

〔 改 訂 案 〕

〔 現 行 〕

	1学 年	2学 年	3学 年	計
国語	140	140	105	385
社会	105	105	140	350
数学	140	105	140	385
理科	105	140	140	385
音楽	45	35	35	115
美術	45	35	35	115
保健体育	105	105	105	315
技術・家庭	70	70	35	175
外国語	140	140	140	420
特別の教科 である道徳	35	35	35	105
特別活動	35	35	35	105
総合的な 学習の時間	50	70	70	190
合計	1015	1015	1015	3045

	1学 年	2学 年	3学 年	計
国語	140	140	105	385
社会	105	105	140	350
数学	140	105	140	385
理科	105	140	140	385
音楽	45	35	35	115
美術	45	35	35	115
保健体育	105	105	105	315
技術・家庭	70	70	35	175
外国語	140	140	140	420
道徳	35	35	35	105
特別活動	35	35	35	105
総合的な 学習の時間	50	70	70	190
合計	1015	1015	1015	3045

この表の授業時数の1単位時間は、50分とする。
各教科の授業について、年間35単位時間を超える部分について、15分程度の短い時間を単位とするなど、柔軟な時間割を編成して実施することができる。

高等学校の各学科に共通する教科・科目等及び標準単位数（イメージ）

〔改訂案〕

〔現行〕

教科	科目	標準単位数	必履修科目	教科	科目	標準単位数	必履修科目
国語	現代の国語（仮称）	2		国語	国語総合	4	2単位まで可
	言語文化（仮称）	2			国語表現	3	
	論理国語（仮称）	4			現代文A	2	
	文学国語（仮称）	4			現代文B	4	
	国語表現（仮称）	4			古典A	2	
	古典探究（仮称）	4			古典B	4	
地理歴史	地理総合（仮称）	2		地理歴史	世界史A	2	□
	地理探究（仮称）	3			世界史B	4	
	歴史総合（仮称）	2			日本史A	2	
	日本史探究（仮称）	3			日本史B	4	
	世界史探究（仮称）	3			地理A	2	
公民	公共（仮称）	2		公民	現代社会	2	「現代社会」又は「倫理」、「政治・経済」
	倫理（仮称）	2			倫理	2	
	政治・経済（仮称）	2			政治・経済	2	
数学	数学	3	2単位まで可	数学	数学	3	2単位まで可
	数学	4			数学	4	
	数学	3			数学	5	
	数学A	2			数学A	2	
	数学B	2			数学B	2	
	数学C（仮称）	2			数学活用	2	
理科	科学と人間生活	2	「科学と人間生活」を含む2科目又は基礎を付した科目を3科目	理科	科学と人間生活	2	「科学と人間生活」を含む2科目又は基礎を付した科目を3科目
	物理基礎	2			物理基礎	2	
	物理	4			物理	4	
	化学基礎	2			化学基礎	2	
	化学	4			化学	4	
	生物基礎	2			生物基礎	2	
	生物	4			生物	4	
	地学基礎	2			地学基礎	2	
	地学	4			地学	4	
理科課題研究	1	理科課題研究	1				
保健体育	体育	7～8		保健体育	体育	7～8	
	保健	2			保健	2	
芸術	音楽	2	□	芸術	音楽	2	□
	音楽	2			音楽	2	
	音楽	2			音楽	2	
	美術	2			美術	2	
	美術	2			美術	2	
	美術	2			美術	2	
	工芸	2			工芸	2	
	工芸	2			工芸	2	
	工芸	2			工芸	2	
	書道	2			書道	2	
	書道	2			書道	2	
	書道	2			書道	2	
	外国語	英語コミュニケーション（仮称）			3	2単位まで可	
英語コミュニケーション（仮称）		4	コミュニケーション英語	3			
英語コミュニケーション（仮称）		4	コミュニケーション英語	4			
論理・表現（仮称）		2	コミュニケーション英語	4			
論理・表現（仮称）		2	英語表現	2			
論理・表現（仮称）		2	英語表現	4			
家庭	家庭基礎（仮称）	2	□	家庭	家庭基礎	2	□
	家庭総合（仮称）	4			家庭総合	4	
情報	情報（仮称）	2		情報	社会と情報	2	□
	情報（仮称）	2			情報の科学	2	
理数	理数探究基礎（仮称）	1					
	理数探究（仮称）	2～5					
総合的な探究の時間（仮称）		3～6	2単位まで可	総合的な学習の時間		3～6	2単位まで可